宮城北部地域森林計画変更計画書

（宮城北部森林計画区）

令和５年12月策定
令和６年12月変更（第一次）
令和７年12月変更（第二次）
令和８年　　月変更（第三次）

計画期間　〔自　令和　6年4月　1日
　　至　令和16年3月31日〕

宮　城　県

この地域森林計画変更計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第５条第５項の規定に基づき、宮城北部地域森林計画の「Ⅱ 計画樹立に当たっての基本的考え方」「Ⅲ 計画事項」の一部を次のとおり変更するものである。

なお、この変更計画は、令和９年４月１日から適用する。

変更計画のあらまし

○　地域森林計画の樹立のない年は、計画対象森林の異動に伴う変更事項等について、変更計画を作成しています。

○　今年度は、全国森林計画の変更及び森林面積の異動等を踏まえ、「Ⅱ 計画樹立に当たっての基本的考え方」の「第３ 森林の整備及び保全の推進方向」並びに「Ⅲ 計画事項」の「第１ 計画の対象とする森林の区域」「第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項」「第３　森林の整備に関する事項」「第４　森林の保全に関する事項」「第６ 計画量等」を変更しました。

目　　次

Ⅱ　計画樹立に当たっての基本的考え方

第３　森林の整備及び保全の推進方向

１　持続可能な森林経営の推進　・・・

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 ・・・

第６　計画量等
１ 伐採立木材積 ・・25
２ 森林施業面積 ・・25
３ 人工造林及び天然更新別の造林面積 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
５ 保安林整備及び治山事業に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
(3) 実施すべき治山事業の数量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
（附） 参 考 資 料
２ 森林の現況（地域森林計画対象森林）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
(1) 齢級別森林資源表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
(2) 制限林普通林別森林資源表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
(3) 市町村別森林資源表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
(4) 所有形態別森林資源表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
３ 林業の動向 ・・・ 39
(3) 森林経営管理権及び森林経営管理実施権の設定状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
４ 林地の異動状況（地域森林計画対象森林） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

Ⅱ　計画樹立に当たっての基本的考え方

第３　森林の整備及び保全の推進方向

前述の課題を踏まえ、長期的な視点に立ち、全国森林計画に即して、本計画における森林の整備及び保全の推進方向を次のとおり定める。

１　持続可能な森林経営の推進

人工林の適切な保育及び間伐を実施するとともに、長伐期施業、複層林施業又は広葉樹林施業などにより多様な森林整備を推進して、健全な森林を育成することにより安定的な木材生産ができる森林の整備を図るとともに、林地生産力が比較的高く車道（開設が見込まれるものを含む。）や集落からの距離が近いといった自然的・社会的条件が良い林業適地においては、特に効率的な施業が可能な森林の区域等の設定等により、主伐後の再造林を確保し、持続可能な森林経営を推進する。

２　重視すべき機能に応じた多様な整備及び保全

森林の有する諸機能のうち、水源涵養機能を重視する「水源涵養機能維持増進森林」、山地災害防止機能を重視する「山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林」、快適な生活環境の形成機能を重視する「快適環境形成機能維持増進森林」、保健文化機能を重視する「保健文化機能維持増進森林」、木材等生産機能を重視する「木材等生産機能維持増進森林」に区分し、これらの機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施を推進し、保安林制度の適切な運用、山地災害や森林病害虫等被害の防止対策、スギ等の花粉発生源対策の加速化等により、多様な森林資源の整備及び保全を図る。

なお、「木材等生産機能維持増進森林」では、育成林の適切な施業ーとりわけ利用期を迎えた人工林の適切な主伐と再造林の確実な実施により、効率的な林業生産と資源の育成を推進する。

３　林業生産基盤の整備

森林の経営管理に必要な権利の集積と経営管理の集約化（以下「森林の集積・集約化」という。）によって、造林、保育、間伐、伐採などの森林施業や森林の保全・管理を効率的に進めるとともに、農山村地域の振興にも資するため、計画的に林道等の路網を整備する。

４　森林施業の合理化の推進

森林整備を着実に推進するため、森林の集積・集約化、林業機械の配備及び効率的な作業システムの普及を図るとともに、積極的に林業従事者の育成・確保を図っていく。

加えて、レーザ計測等のリモートセンシングによる森林資源情報や地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、路網整備の効率化、効果的な治山施設の配置等を推進する。

５　森林の保全・管理の推進

保安林等を適切に配置するなど、県民が安全・安心に暮らせる森林の保全及び管理を進める。また、レクリエーションや保健・文化・教育の場として利用できる森林の整備を進める。

Ⅲ　計 画 事 項

第１　計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林は、森林計画図*において表示する区域内の民有林とし、市町村別の面積は次のとおりである。

なお、この区域内の森林は、森林法(昭和 26年法律第249号)第10条の２第１項に基づく開発行為の許可(保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第３条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)、森林法第10条の７の２第１項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び森林法第10条の８第１項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出等(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)の対象となる。

（単位 面積：ha）

区　分		変更後面積	変更前面積	比較増減
計画区総数		174,286.96	174,721.76	△ 434.80
仙台地方振興事務所管内	富谷市	2,030.42	2,030.42	－
	大和町	10,790.89	10,801.17	△ 10.28
	大郷町	3,549.22	3,549.24	△ 0.02
	大衡村	1,568.24	1,579.07	△ 10.83
	計	17,938.77	17,959.90	△ 21.13
北部地方振興事務所管内	大崎市	23,578.92	23,843.49	△ 264.57
	色麻町	3,061.22	3,061.52	△ 0.30
	加美町	18,206.93	18,201.83	5.10
	涌谷町	2,267.26	2,169.75	97.51
	美里町	14.32	14.32	－
	計	47,128.65	47,290.91	△ 162.26
北部地方振興事務所栗原地域事務所管内	栗原市	29,877.29	29,953.62	△ 76.33
	計	29,877.29	29,953.62	△ 76.33
東部地方振興事務所管内	石巻市	22,368.97	22,471.97	△ 103.00
	東松島市	2,657.82	2,658.02	△ 0.20
	女川町	5,018.51	5,029.60	△ 11.09
	計	30,045.30	30,159.59	△ 114.29
東部地方振興事務所登米地域事務所管内	登米市	19,329.59	19,366.76	△ 37.17
	計	19,329.59	19,366.76	△ 37.17
気仙沼地方振興事務所管内	気仙沼市	19,258.78	19,245.52	13.26
	南三陸町	10,708.58	10,745.46	△ 36.88
	計	29,967.36	29,990.98	△ 23.62

＊ 森林計画図：5,000分の１の地形図に、森林所有者、樹種、林齢ごとの区画線を入れた図面。

（注）　森林計画図は、宮城県林業振興課ホームページにて公開しているほか、宮城県林業振興課、仙台・北部・東部・気仙沼の各地方振興事務所及び栗原・登米の両地域事務所に配備している。

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する各機能を発揮する上から望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

森林の有する機能に応じた望ましい森林資源の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	林木の樹冠＊１及び根系の発達が良好で、団粒構造＊２がよく発達し、かつ、粗孔隙＊３に富む森林土壌を有し、成長のおう盛な下層植生がほどよく発達した森林であって、必要に応じて浸透を促進する治山施設等が整備されている森林
山地災害防止機能、土壌保全機能	根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く下枝が密に着生しているなど風、飛砂、騒音等を遮蔽(しゃへい)する能力が高く、諸害に対する抵抗性が高い樹種又は葉量の多い樹種によって構成されている森林
保健・レクリエーション機能	多様な樹種からなり、かつ、林木が適度な間隔で配置されている森林、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、多様な樹種及び林相からなり、明暗・色調に変化を有する森林、郷 土樹種を中心として安定した林相を形成している森林であって、必要に応じて保健・教育的活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活 動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	全ての森林が発揮する機能であるが、特に属地的に機能が発揮されるものとしては、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している渓畔林、学術的に貴重な生物が生息している森林
木材等生産機能	林木の生育に適した森林土壌を有し、適正な密度を保ち、二酸化炭素の固定能力が高く、団地的なまとまりがあって形質の良好な林木からなる成長量の多い森林であって、林道等の林業生産基盤が適切に整備され、持続的な森林生産が安定的かつ効率的に実施することができる森林
地球環境保全機能	二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発発散作用等により地球環境を調節する属地性のない機能であり、全ての森林が発揮する。

＊1 樹冠：立木の枝と葉の集まり

＊2 団粒構造：適潤から湿性な森林土壌の表層部分で比較的柔らかで丸みのあるパンくず状を呈し、有機物に富み、通気性・透水性に優れた土壌

＊3 粗孔隙：土壌の中の比較的粗い隙間（水分・養分・酸素等を含み、根系の健全な発達を促す）

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能の充実と機能間の調整を図り、多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の整備及び保全の方針を下表のとおりとする。

下表に基づいた取組に当たり、現況が人工林のうち、林業適地にあるものについては、多様な伐期の設定や伐採面積の縮小・分散に取り組みつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定や、森林経営計画の作成等を積極的に推進することで、植栽による確実な更新を行い、これを維持する。林業適地以外にあるものについては、帯状の伐採と侵入広葉樹の活用による針広混交林化等により、天然林へ移行する。

また、現況が天然林のものは、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等については、多面的機能の維持増進を図るため、更新補助作業を含む適切な整備により利活用等を行う。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小・分散を図る。また、水源涵養の機能が十分発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能、土壌保全機能	山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれのある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他山地災害の防備を図るべき森林	災害に強い地盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。また、土砂流出防備機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、必要に応じて谷止や土留等の治山施設を整備する。
快適環境形成機能	地域住民の日常生活に密接な関わりをもつ里山林等であって、騒音や粉塵、風害や潮害等を防止する効果が高い森林	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風・騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。また、環境保全のための保安林の指定やその適切な管理、海岸林の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、保健・教育的利用等に適した森林	地域住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地 条件や地域のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林	潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を 推進する。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林は、生物多様性の維持増進を図る森林として保全する。なお、全ての森林は生物多様性の保全に寄与しており、基本的に地域の森林が様々な生育段階や樹種から構成されバランスよく配置されることを目指す。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成されているなど、木材等の林産物の生産に適した森林	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化・機械化に配慮し、効率的に森林整備を推進する。 また、利活用等により機能の維持増進を図る天然林では、更新補助作業を含む適切な整備を推進する。

第３　森林の整備に関する事項

１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められるものである。

この標準的な方法は、森林の有する公益的な機能の発揮と林地生産力の維持増進を図ることを旨とし、立地条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案して、皆伐、択伐の別に具体的に定めるものとする。

この際、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、造林作業及び天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類の整理を行うものとする。また、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるため、伐採に伴い集材路の作設等を行うに当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和３年３月16日付け２林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とする。

さらに、森林の生物多様性の保全のため、多種多様な森林の配置を推進することとし、多様な伐期の設定、伐採面積の縮小・分散（伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保）、伐採後の適確な更新の確保、尾根筋等の保護樹帯の設置、渓畔林の保全、樹洞木及び枯損木並びに目的樹種の成長を妨げない目的樹種以外の樹種の保残、二次的な里山林の保全管理等について、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和６年３月林野庁策定）を踏まえた方法とする。人工林の主伐については、樹種ごとの生産目標に対応する直径（胸高直径）に達した時期に行うものとし、特に花粉の発生源となるスギ等人工林については、伐採・植替えの促進に努める。

また、スギ（中仕立）の主伐時期の目安は下表のとおりとする。

なお、天然林の伐採は、天然更新が確実な林分又は人工造林によって森林生産力の増大が相当程度期待される森林について実施する。

主伐時期の目安

樹　種	生　産　目　標	胸 高 直 径（㎝）	主伐時期の目安（年）
ス　ギ	一 般 小 径 材	２３	３５
	一 般 中 径 材	２８	５０
	大　径　材	３４	７０

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量*が最大となる林齢を基準として市町村森林整備計画において定められるものであるが、本計画区における指針は下表のとおりである。

なお、標準伐期齢は、その林齢に達した森林の伐採を義務づけるものではない。

標準伐期齢の指針　　（単位：年）

樹種						
スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
３５	４０	３５	３０	４０	１０	２０

(3) その他必要な事項

伐採に当たっては、林地の保全や景観の保全及び気象害の防止のほか、原生的な森林生態系や希少な生物の保全に配慮して伐採跡地の連続を回避するとともに、必要に応じて保護樹帯を設置し、適確な更新を確保する。

＊ 平均成長量：ある林齢において、その年まで成長した量の合計を林齢で割った数値

2　造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、将来にわたり人工林を維持する自然的・社会的条件の良い林業適地のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととし、次のような指針のもとに、市町村森林整備計画において規範を定めることとする。

ア　人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、適地適木に配慮しながら自然的条件や木材需要にも配慮して選定するものであり、選択の規範は市町村森林整備計画において定められるが、人工造林の対象樹種を定めるに当たっては、地域の自然的条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるとともに、多様な森林の整備及び保全を図る観点から、そのような考え方に当てはまる範囲内で、「生態系被害防止外来種リスト」を踏まえて、生態系等への影響や同種の生物導入による遺伝的攪乱が生じるおそれのあるものは避けるとともに、広葉樹等の郷土樹種も考慮した選定が行われるよう留意するものとする。

なお、標準的な樹種を例示すれば、スギ、ヒノキ、アカマツ、クヌギ、ミズキ及びケヤキ等を主体とする。また、苗木を選定する際は、成長等に優れたエリートツリーなどの特定母樹由来の苗木や花粉発生源対策の加速化に資する花粉の少ない苗木（「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年６月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）の別紙で定める花粉の少ない苗木と認めたスギ・ヒノキ苗木をいう。以下同じ。）の積極的な活用に努めるとともに、広葉樹の苗木については、生物多様性保全の観点から採取地が明らかな種穂を用いた苗木の選定に努める。

イ　人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図るための造林の標準的な方法については、造林を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるが、この場合、地域の自然的条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる範囲の本数を定めるものとするほか、多様な森林の整備及び保全を図る観点から、そのような範囲内において多様な施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数の定めが行われるよう留意するとともに、省力化を含めた効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業、地域の条件に応じた低密度植栽（1,000～2,000本/ha）の導入による、造林の低コスト化に努めるものとする。

なお、主な項目の基準は次のとおりである。

(ｱ) 植栽本数

植栽本数は、主要樹種について既往の植栽本数を勘案して生産目標別に下表を基準とする。

植栽本数の基準

樹　種	生　産　目　標	１ヘクタール当たりの植栽本数	備　考
ス　ギ	一　般　材	３，０００ 本	低コスト造林のため、活着率の高い植栽法又は初期成長が期待できる植栽法（コンテナ苗，大苗等）による場合は、１ヘクタール当たり1,000本～2,000本とすることも可とする。ただし、地形・地質や土壌条件、地域の気象条件等を十分勘案し、成林が見込まれる場合にのみ実施するものとする。
ヒ ノ キ	一　般　材	３，０００ 本	
アカマツ	一　般　材	４，０００ 本	

(ｲ) 人工造林の標準的な方法

人工造林に当たっては、伐採木の枝葉等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮する。また、樹種の選定に当たっては、適地適木に配慮するとともに、適期に植え付けを行う。

ウ　伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

伐採跡地の人工造林をすべき期間の規範は、市町村森林整備計画で定められるが、林地の荒廃防止及び森林の有する多面的機能の中でも二酸化炭素吸収源としての機能を発揮するために森林の早期回復に留意する必要がある。植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、２年を経過する日までに更新するものとし、そのうち、択伐*1により伐採を行った場合は、森林の有する機能への影響が比較的小さいことから、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、５年を経過する日までに更新を行うものとする。

そのほかの森林は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、５年を経過する日までに植栽又は天然更新が図られていない場合、天然更新完了基準の５年生における期待成立本数の30%以上の本数となるよう植栽することとする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根本直径等の対象森林の現況、周辺森林を踏まえた母樹の分布状況や鳥獣害の状況、気候、地形、土壌等の自然的条件からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととし、次のような指針のもとに、市町村森林整備計画において天然更新の方法について規範を定めることとする。

ア　天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、適地適木に配慮しながら自然的条件や周辺の環境等を勘案して選定するものであり、その規範は市町村森林整備計画において定められるが、天然更新の対象樹種を定めるに当たっては、地域の自然的条件とともに施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。

なお、標準的な樹種を例示すれば、コナラ、クリ及びサクラ類等を主体とする。

イ　天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新における期待成立本数、更新すべき本数、更新補助作業の方法、更新調査の方法は、（附）参考資料６（１）の天然更新完了基準で定める。

なお、ぼう芽更新については、ぼう芽*2の優劣が明らかとなる３年目ごろ（伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、３年を経過する前後）に、根又は地際部から発生しているぼう芽を１株当たり３～５本仕立てを目安として整理を行う。

人工林を伐採したあとの更新のうち、植栽によらない更新を図るものは、更新予定地及びその周囲に種子を供給する母樹がある場合とし、天然下種による速やかな更新を図るため、更新予定地の適切な環境整備を行うものとする。

＊1 択伐：伐期に達した林分を伐採する方法の一つ。持続的に次の世代の樹木を育成させることを考慮しながら、収入の期待できるものや成長が衰えはじめたものなどを単木的に選んで伐採すること。

＊2 ぼう芽（萌芽）：主に広葉樹を伐採した後、その切り株又は地際部から出る芽。コナラやクヌギなどはぼう芽力が強いため、通常は植栽ではなくぼう芽による更新を行っている。

ウ　伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

天然更新をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、５年を経過する日までとする。更新状況について天然更新完了基準に基づく調査を行い、更新が完了していない場合は、植栽又は追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図るものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等を鑑みて、確実な天然更新が期待されない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として市町村森林整備計画において個々にその森林を特定するとともに「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年３月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示す設定例を基本に、基準を定める。

(4) その他必要な事項

主に木材等生産機能を発揮させる森林においては、持続的・安定的な木材等生産を図るため、伐採後は人工造林又は天然更新により、ほぼ一定の材積を確保するよう留意するものとする。

３　間伐及び保育に関する基本的事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、間伐を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるが、間伐率においては、材積に係る伐採率が35％以下であり、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後においての森林の樹冠疎密度が10分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。

森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造や根の発達を促すための標準的な間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法は下表のとおりである。

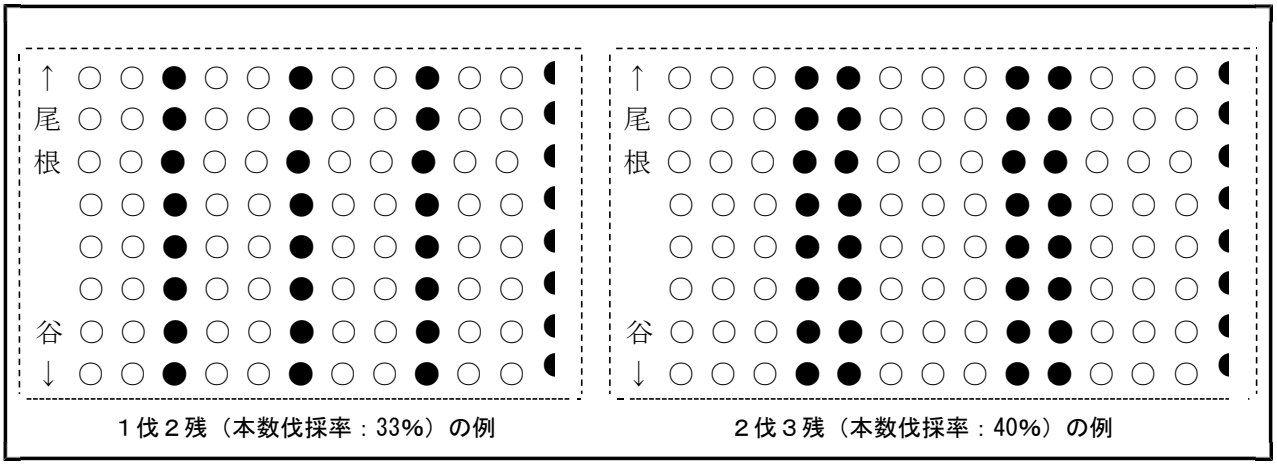
間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐の時期（年）【本数伐採率】					間伐の方法
		初回	２回目	３回目	４回目	５回目	
スギ	・植栽本数 3,000本 ・生産目標 一般材	１５年【２６％】	２０年【２８％】	２５年【２６％】	※ ３５年【２７％】	※ ５０年【３０％】	① 生産目標、生産力及び気象条件等を考慮するとともに、林分密度管理図[*1]及び林分収穫表[*2]等によって、適正な本数及び材積になるよう実施すること。 ② 具体的な作業については、「間伐のすすめ」（昭和54年３月・宮城県林政課）及び「長伐期施業の手引」（平成６年４月・宮城県林政課）等を参考にすること。
	・植栽本数 4,500本 ・生産目標 良質柱材	１０年【１４％】	１６年【２０％】	２１年【２５％】	３０年【２２％】	※ ４０年【２９％】	
ヒノキ	・植栽本数 3,000本 ・生産目標 一般材	１８年【２９％】	２３年【２９％】	３０年【２８％】	※ ４２年【２９％】	※ ６５年【２８％】	
アカマツ	・植栽本数 4,000本 ・生産目標 一般材	２０年【２５％】	３０年【１７％】	※ ４０年【２０％】	－	－	

（注）　※：標準伐期齢を超える生産目標の施業を実施する場合の間伐時期

なお、森林の状況に応じて、列状間伐の導入や林業機械の活用による効率的な施業の実施を図る。

列状間伐の模式図（例）（●：伐採木、○：保残木）



＊１ 林分密度管理図：林木の本数と材積との定量的関係など森林の密度の法則を１つの図にまとめたもので、収穫量の予想や間伐の指針に利用される。

＊２ 林分収穫表：樹種別、地位（林地の生産力を表す指数）別に、林齢ごとの直径、樹高、本数、材積などを示した表で、収穫量の予測等に使用する。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、森林の保育作業を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるが、目標樹種の樹木の成長を助け、健全な森林の育成化を図るために実施する標準的な保育（下刈り、除伐*・つる切り、枝打ち）の時期、回数、作業方法は下表のとおりである。

下刈りの標準的な実施年齢

樹種	実施年齢															備考
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
スギ	○	◎	◎	○	○	○										○：１回刈り
ヒノキ	○	◎	◎	○	○	○										◎：２回刈り
アカマツ	○	◎	○	○	○											

※作業の省力化・効率化に留意し、必要に応じて回数の削減を検討する。

除伐・つる切りの標準的な実施年齢

樹種	実施年齢															備考
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
スギ				○				○								
ヒノキ			○				○									
アカマツ					○				○							

枝打ちの標準的な実施年齢

樹種	実施年齢															備考
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
スギ					○					○					○	
ヒノキ		○				○				○				○		

(3) その他必要な事項

主に木材等生産機能を発揮させる森林においては、効率的な間伐を実施するため、施業箇所の集約化を図り、高性能林業機械等を活用した作業システムの導入を推進するものとする。

＊ 除伐：下刈りが完了した後で侵入してきた目的外の樹木や成長の見込みのない造林木を伐り抜くこと。

４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する機能の充実と機能間の調整を図り、多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林に、公益的機能別施業森林と木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を設けることとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準

公益的機能別施業森林等の区域は市町村森林整備計画において設定されるが、区域の設定に 当たっては、保安林などの法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の立地条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領」（昭和52年１月18日付け51林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分をいう）及び本書Ⅲ第２の１の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を参考にし、森林の構成・森林の有する機能・林道の整備状況・社会的要請等を勘案し、設定することとする。

なお、公益的機能別施業森林の標準的な区分は次のとおりであり、それぞれの機能の発揮に支障がないように区域を重複させることも可能である。

(ｱ) 面的な広がりにより発揮される機能（水源涵養機能）を重視したもの

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(ｲ) 属地的に発揮される機能（山地災害防止機能、土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能）を重視したもの

a 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能、土壌保全機能を重視したもの。）

b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能を重視したもの。）

c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能を重視したもの。）

イ　施業の方法に関する指針

(ｱ) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小・分散を図ることとする。

(ｲ) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

特に森林の機能の発揮を図ろうとする場合は択伐による複層林施業を行うこととする。そのほかは択伐以外の方法による複層林施業を行うこととするが、適切な伐区の形状・配置等により公益的機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね２倍以上に相当する林齢を超える林齢を伐期とする。）を行うことも可能であり、その際は伐採面積の縮小・分散を図ることとする。

なお、保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林において、森林の位置及び構成、地域住民の意向等からみて、風致の優れた森林の維持又は造成が必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成することができる。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準

森林の立地条件、森林の機能の評価区分及び本書Ⅲ第２の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を参考にし、森林の構成・森林の有する機能・林道の整備状況・社会的要請等を勘案し、設定する。

また、当該区域のうち、自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、６(3)の特に効率的な施業が可能な森林の区域として設定する。

イ　施業の方法に関する指針

再生可能な資源としての重要性が高まりつつある木材等林産物を、持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から森林整備を推進する。この区域の森林については、地形、土壌等の自然的条件や森林構成、木材の需要動向を考慮し、形質の良好な木材を安定的に生産するとともに、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等の森林整備を推進する。

具体的には、伐採に当たっては、適切な伐区[*1]の形状、保護樹帯[*2]の設置等に配慮するとともに、伐採跡地については、自然的条件や森林を構成している樹種に応じて、人工造林又は天然更新[*3]を実施する。当該区域のうち、林業適地においては、主伐後の確実な更新を行い、利活用等により機能の維持増進を図る天然林においては、更新補助作業等を行う。

また、効率的に森林整備を推進するため、施業の集約化や機械化に配慮するとともに、木材等の搬出及び森林の管理に不可欠な林道等の基盤整備を図る。

(3) その他必要な事項

該当なし。

＊1 伐区：一団の伐採の区域

＊2 保護樹帯：造林木を寒風害等から保護するため設けられた帯状の森林

＊3 天然更新：天然の力によって次の世代の樹木を発生させる方法で、種子が自然に落下、発芽して成長する場合と、木の切株から発芽して成長する場合がある。

５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等（林業専用道を含む。以下同じ）の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道[*1]等の開設及び改良については、本書Ⅲ第２に定める森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、林道網の骨格となる林道及び森林施業の効率的な実施に必要な林道及び林業専用道[*2]等の計画的な整備を推進する。

また、自然的条件や社会的条件が良い林業適地において森林の集積・集約化を進めているような地域等を主体に、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。特に、林道の開設に当たっては、気候変動に伴う災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの地形選択、余裕のある幅員や土場・排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

基幹路網の現状　　単位 延長：km

区　分		路線数	延長
基幹路網		548	976
	うち林業専用道	―	―

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両を想定する「林業専用道」、集材や造林等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道[*3]」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等自然的条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

その際、林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、次の傾斜区分ごとの路網密度を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道を含む）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度(m/ha)	基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	110 以 上	35 以 上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	85 以 上	25 以 上
	架線系作業システム	25 以 上	25 以 上
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60〈50〉以 上	15 以 上
	架線系作業システム	20〈15〉以 上	15 以 上
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5 以 上	5 以 上

※「架線系作業システム」とは、林内に架線したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り下げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

※「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

※「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

＊1 林道：森林の内外に通じ、森林の管理及び林産物の搬出等のために作られた自動車道で、林道規程により設計・施工され、林道台帳により管理されている。

＊2 林業専用道：林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業等に供する自動車道で、10tトラック等に対応した規格・構造となっており、台帳により管理されている。

＊3 森林作業道：森林の中で、林産物の搬出及び資材の運搬等のために作られた簡易な自動車道。地形に沿って繰り返しの使用に耐える丈夫な構造となっている。

(3) 路網[*1]整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

地域における森林資源が充実しており、量的なまとまりのある伐採・搬出ができる区域とし、基幹路網[*2]の整備と効率的な森林施業を推進する。

立地条件や森林の資源状況を勘案し、森林の集積・集約化による低コストで持続的に木材を生産することができる区域とする。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、路網整備にあたっては、「林道規程」（昭和48年４月１日48林野道第107号林野庁長官通知）、「宮城県林業専用道作設指針及び宮城県森林作業道作設指針」に則り開設することとする。

(5) 林産物の搬出方法等

ア　林産物の搬出方法

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針」を踏まえ、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行う。

イ　更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

アを踏まえ、また、全国森林計画第４表（２）「搬出の方法を特定する森林」の指定基準に基づき、制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新に支障を来すと認められる森林は、本計画区においては該当ない。

＊1 路網：効率的な森林施業を行うため、林道を中心に網の目状に配置された複数の自動車道。

＊2 基幹路網：林道、林業専用道、林内公道による路網。

６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林の整備及び保全を着実に推進するため、森林・林業・木材産業関係者及び関係機関の合意形成や施業の受委託、林業事業体の体質強化を図るとともに、林業適地の人工林における特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定や森林経営計画の作成等の積極的な推進、当該区域における路網整備、森林の集積・集約化、作業システムの高度化、木材加工・流通の合理化等の条件整備を総合的に推進するよう努める。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア　森林の集積・集約化の推進

森林所有者との信頼関係を構築しつつ、施業内容やコストを明示する提案型の施業の普及及び定着を進め、長期にわたる持続的な経営を担う林業経営体への森林の集積・集約化を推進する。

イ　森林の施業又は経営の委託の促進

森林経営管理制度や森林経営計画制度等の活用やそのために必要な森林関連情報の提供及び公開並びに助言、あっせんや地域協議会の開催による合意形成等により、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業体への長期の施業又は経営の委託を促進する。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、林地台帳の森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により森林資源情報の整備を促進し、面的な集約化を図る。

ウ　森林施業の共同化の促進

市町村及び森林組合等による啓発活動の促進等を通じて、森林施業を共同して行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、市町村森林整備計画に即した施業実施協定・施業施設協定の締結等を推進する。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、森林所有者から市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については県が公表する林業経営体に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を推進する。

特に、林業経営に適した森林については、地域の関係者の協議による集約化構想の作成、権利集積配分一括計画による権利設定、林業経営体へのあっせんなど、林業経営体への森林の集積・集約化に向けた取組を推進する。また、所有者不明森林への対応については、森林所有者の探索、間伐等経営管理権の設定、特例措置の活用などの取組を推進する。

加えて、森林経営管理制度の円滑な推進を図るため、「宮城県森林経営管理制度推進方針」を定め、市町村支援及び意欲と能力のある林業経営者の育成等を実施することとする。

(3) 特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針

ア　区域の設定の基準

４(2)の木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林道からの距離や傾斜、地位級、人工林率等を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定する。

イ　施業の方法に関する指針

施業の方法として、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等の森林整備を推進する。また、主伐後は持続的・安定的な木材等の生産が行われるよう、原則として植栽による更新を行う。加えて、効率的に森林整備を推進するため、施業の集約化や機械化に配慮するとともに、木材等の搬出及び森林の管理に不可欠な林道等の基盤整備を図る。

(4) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア　林業事業体の体質強化

長期にわたる持続的な経営を担う多様な林業経営体及び林業事業体の育成に向けて、スマート林業技術の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営基盤や経営力の強化等を一体的かつ総合的に推進する。

イ　林業就業者の養成・確保

林業就業者の通年雇用化や技能等の客観的評価の促進等を図るとともに、社会保険等への加入促進など就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に努める。

また、林業就業者に対して段階的・体系的研修により「キャリア形成支援」を行い、間伐や道づくりを効率的に行える現場技能者としての育成に努める。

一方、新規就業の円滑化を図るため、就業希望者等を対象とした技能・技術研修等を実施するなど、「林業労働力確保支援センター*1」を中心として林業関係団体等が密接に連携し、林業への就業の促進を図る。

あわせて、地域の実情に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適切な受入れ等に取り組む。

ウ　林業後継者の育成

農林家の後継者等が林業への関心を持ち、林業に就業する環境を整備するとともに、林業研究グループ※2等若手林業後継者の活動を育成・支援し、林業後継者を育成する。

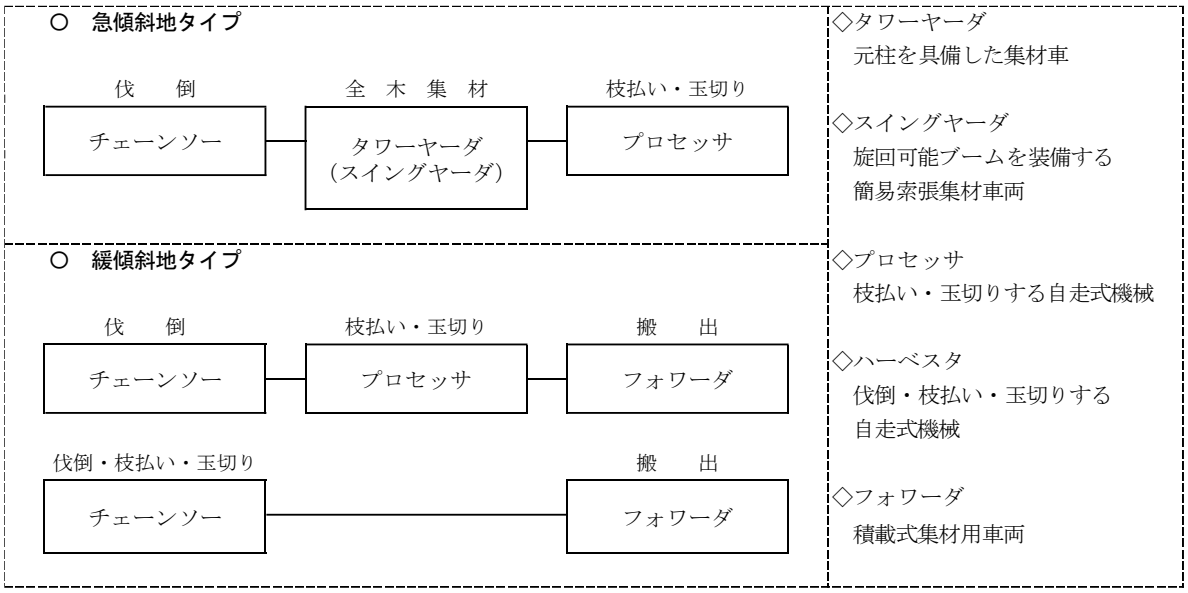
＊1 林業労働力確保支援センター：林業への就業希望者の相談、林業従事者の技能研修の実施など、林業労働力の確保・育成の事業を実施する団体

＊2 林業研究グループ：林業の経営改善や技術の向上のため、地域の林業後継者が中心となって結成された研究グループ

(5) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

素材生産性の向上、労働安全性の向上及び労働強度の軽減を図るため、遠隔操作、自動運転、林内走行等を含むスマート林業技術が実装された林業機械の導入を推進する。導入に当たっては、伐採搬出作業等を主体とする森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、林業機械を活用した効果的な作業システムの整備、普及及び定着を推進するとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる機械作業オペレーターの養成及び機械の共同利用化等を推進する。この場合、より効率的な作業が展開できるような路網体系の整備を同時に推進するものとする。

地形等の特性に応じた標準的な機械作業システム



(6) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア　木材の流通・加工体制の整備

森林組合・素材生産業者等の事業体が、流域を単位として計画的な木材生産を推進し、共同出材等により出材ロットの拡大を図るとともに、地域における熱利用及び熱電供給等に向けた関係者等の連携体制の構築など、合板工場をはじめとした大口需要者に対する木材の安定供給体制の整備に努める。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和５年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めるとともに、森林経営計画等に基づく持続的な森林経営の取組状況の共有の促進などにより、持続可能な木材取引に向けた条件整備を図る。

さらに、木材に係るコスト構造の整理や立木価格の公表等の円滑な価格交渉に向けた情報の整理や共有、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」（令和７年11月林野庁策定）に基づく商慣習の見直しを進める。

木材の加工については、木材加工施設の生産性向上や供給力強化、生産方式の合理化による低コスト化や高付加価値化を推進するとともに、事業の共同化、銘柄化の体制の整備に努める。

イ　生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林、また、川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産流通システムの確立等を図るため、「流域森林・林業活性化センター*1」が中心となり、地域材の産地化形成の推進などについて地域の関係者の合意形成に努める。

(7) その他必要な事項

ア　多様な主体の参画による山村振興と森林空間の利用

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業・木材産業の成長・発展や森林空間の活用を含む「森業」等を推進し、就業・収入機会の創出による移住・定住の促進を図るとともに、レクリエーションや環境教育の場としての森林空間の総合的な利用を推進し、関係人口の創出・拡大を図ることとする。また、自伐型林業等の民間事業者や地域住民、ＮＰＯ等の多様な主体による継続的な保全管理や利用等を推進する。

イ　民間連携等による気候変動対策と生物多様性保全の推進

生物多様性の保全と気候変動対策を一体的に推進するため、Jークレジット制度等の活用による森林由来吸収量のクレジット化や、企業・NPO等との協働による森林保全（ESG投資・カーボンオフセットの導入）を推進する。また、国際目標である「30by30」の達成に向け、地域住民や民間の主体的な保全活動がなされている優良な森林について「OECM（自然共生サイト）」等の認定・登録を促進し、民間企業を活用した持続的な保全管理体制の構築を図る。

＊1 流域森林・林業活性化センター：林業・木材産業の振興を図るため、流域を基本単位として、関係者の合意形成の場として県、市町村・林業団体、木材関連団体などで組織された任意団体。宮城県では、令和７年度に宮城南部と宮城北部のセンターが統合され、「宮城森林・林業活性化センター」が設置されている。

第４　森林の保全に関する事項

１　森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、水害防備、干害防備、雪崩防止、落石防止及び魚つきの各保安林*1に指定されている森林については、樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意することとし、その地区及び面積等については、別表のとおり定める。

なお、伐採種を定めていない区域の立木の伐採に当たっては、森林の持つ公益的機能の低下を防止するため、極力皆伐を避けるとともに、伐採箇所を小面積とし分散させるよう努める。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

地形、地質、土壌等から判断して、搬出方法によっては土砂の崩壊などのおそれがあり、林産物の搬出方法を特定しなければ林地の保全に支障を来す森林については、本計画区において該当ない。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の形質の変更に当たっては、森林の適正な保全と利用の調和に留意するものとする。なお、地域の水源として依存度の高い森林や良好な自然環境を形成する森林等で、居住環境の

保全及び形成に重要な役割を果たしている森林については、他用途への転用は極力避ける。また、土砂流出、土砂崩壊、水害等の防止、地域における水資源の確保及び環境の保全を図るため、そ の態様等に応じ、土留工等の防災施設及び貯水池等を適正に配置する。林地への再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図っていく。

また、防災や環境への影響等に対する懸念が高まっている太陽光発電設備の設置に係る開発については、地域との共生が図られるよう、許可基準等の見直しにより規律を強化した林地開発制度を厳格に運用していく。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、宮城県知事が指定する規制区域*2の森林の土地においては、森林の谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

＊1 保安林：水源の涵養（かん）、土砂の流出その他災害の防備、レクリエーションの場の提供など公共の目的を達成するため、立木の伐採や土地の形質の変更などに一定の制限が課せられた森林

＊2 規制区域：市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定する「宅地造成等工事規制区域」と、市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定する「特定盛土等規制区域」からなる。宮城県では、令和7年度に当該区域の指定及び許可等業務が開始した。

別表　樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

（単位 面積：ha）

所在	市町村	面積	留意すべき事項	備考
計画区総数		47,049.45	森林が有する水源かん養、土砂流出防止、土砂崩壊防止等の機能が低下しないように適正な管理及び適切な施業の実施を図ること。	
仙台地方振興事務所管内	富谷市	70.50		
	大和町	2,599.64		
	大郷町	395.16		
	大衡村	128.78		
	計	3,194.08		
北部地方振興事務所管内	大崎市	7,262.14		
	旧古川市	1.80		
	旧松山町	304.22		
	旧三本木町	74.01		
	旧鹿島台町	517.69		
	旧岩出山町	1,202.30		
	旧鳴子町	4,994.00		
	旧田尻町	168.12		
	色麻町	1,305.03		
	加美町	11,225.01		
	旧中新田町	600.97		
	旧小野田町	5,028.24		
	旧宮崎町	5,595.80		
	涌谷町	13.06		
	計	19,805.24		
栗原北部地域事務所管内	栗原市	12,021.47		
	旧築館町	47.48		
	旧若柳町	45.48		
	旧栗駒町	5,845.10		
	旧高清水町	9.72		
	旧一迫町	539.78		
	旧鶯沢町	1,355.74		
	旧金成町	242.29		
	旧花山村	3,935.88		
	計	12,021.47		
東部地方振興事務所管内	石巻市	2,639.09		
	旧石巻市	460.80		
	旧河北町	254.14		
	旧雄勝町	1,018.40		
	旧河南町	40.67		
	旧桃生町	1.97		
	旧北上町	464.80		
	旧牡鹿町	398.31		
	東松島市	129.61		
	旧矢本町	20.91		
	旧鳴瀬町	108.70		
	女川町	424.52		
	計	3,193.22		
東部地方振興事務所登米地域事務所管内	登米市	4,961.34		
	旧迫町	22.76		
	旧登米町	947.13		
	旧東和町	2,525.35		
	旧中田町	18.52		
	旧米山町	45.53		
	旧津山町	1,402.05		
	計	4,961.34		
気仙沼地方振興事務所管内	気仙沼市	2,856.92		
	旧気仙沼市	1,536.88		
	旧唐桑町	125.97		
	旧本吉町	1,194.07		
	南三陸町	1,017.18		
	旧志津川町	763.75		
	旧歌津町	253.43		
	計	3,874.10		

２　保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため、保安林を計画的に配備するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を図る。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の機能を発揮させるため保安施設事業*1を行う必要がある場合、保安施設地区*2を指定する。

(3) 治山事業*3の実施に関する方針

近年頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方にたち、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るとともに、計画的に治山施設を整備する。また、流域治水の取組と連携した浸透・保水機能の維持・向上や流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置、森林病害虫や鳥獣害を原因とした裸地化の進行等による土砂流出の発生抑制など関係者一体となった予防治山対策、根系の発達を促す間伐等の森林整備、渓流域での危険木の伐採など関係者と連携して取り組むこととする。

なお、東北地方太平洋沖地震に伴う津波により甚大な被害を受けた海岸防災林の整備に当たっては、防潮工、植栽工等について津波に対する被害の軽減効果等を考慮しつつ実施することとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林*4については、本書Ⅲの第２の１に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項、同書Ⅲの第３の１に定める森林の立木竹の伐採に関する事項、Ⅲの第３の２に定める造林に関する事項、同書Ⅲの第３の３に定める間伐及び保育に関する事項に則し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林*5とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとする。

＊1 保安施設事業：保安林の指定された目的が達成されるよう行われる、山地治山、防災林造成、保安林整備等の事業の総称。
＊2 保安施設地区：保安施設事業を行う必要がある場合、事業地及び周辺森林等を指定した地区であり、一定期間経過後保安林に転換される。
＊3 治山事業：「保安施設事業」と「地すべり防止工事に関する事業」の総称。
＊4 特定保安林：機能が低位で、全国森林計画で定める要件すべてを満たすとして農林水産大臣に指定された保安林
＊5 要整備森林：特定保安林の区域内で、林木の生育の状況等からみて機能の発揮が低位な状態で、気象、土壌等の自然的条件、林道等整備状況、指定施業要件の内容、当該地域の林業技術水準からみて森林所有者等に施業を実施させることが相当、かつ、施業実施により早期に機能の回復・増進が図られるもの。

３　鳥獣害の防止に関する事項

伐採後の適確な更新及び造林木の着実な育成を確保し、森林の有する公益的機能の維持を図るため、鳥獣害がある森林又は鳥獣害発生のおそれがある森林に、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設けるとともに、区域内における鳥獣害防止対策を推進するものとする。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア　区域の設定の基準

鳥獣害防止森林区域については、ニホンジカを対象鳥獣とし、市町村森林整備計画において設定されるが、区域の設定に当たっては、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、「森林生態系多様性基礎調査」の結果を基本とし、「宮城県ニホンジカ管理計画」、研究論文等の文献、市町村における森林被害又は生息状況に関する情報等を勘案し、設定することとする。

イ　鳥獣害の防止に関する方針

鳥獣害防止森林区域における森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、ニホンジカによる森林被害や生息状況等の地域の実情に応じて、防護柵の設置や森林モニタリングの実施等の植栽木の保護措置又は銃器やわなを用いた捕獲等による鳥獣害の防止の方法を選定し、適切な鳥獣害防止対策を推進するものとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図るものとする。

(2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

⑴ 森林病害虫等の被害対策の方針

松くい虫被害については、感染源の早期駆除や樹種転換を進めるなど、被害まん延防止策の徹底を図ることとし、地域による防除の重点化や被害程度に応じた対策を推進する。

また、ナラ枯れ被害対策については、監視体制の強化や被害木の早期駆除を進めるなど、被害の拡大防止に努める。

⑵ 鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）

ニホンジカ以外の鳥獣による森林被害や鳥獣害防止森林区域以外におけるニホンジカによる森林被害については、鳥獣保護管理施策や鳥獣被害対策等と連携を図りつつ、森林被害のモニタリングや被害対策等の取組を進めるとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図ることとする。

近年、奥羽山脈等の奥山から中山間地域、さらには平野部の市街地周辺に至るまで、ツキノワグマやイノシシ等の野生鳥獣の出没が頻発し、農林業被害や人身被害のリスクが高まっている。

このため鳥獣害防止森林区域の設定の有無にかかわらず、特にツキノワグマに関しては、「クマ被害対策パッケージ」（令和７年11月）や「宮城県ツキノワグマ第二種特定鳥獣管理計画」（令和４年３月）等の鳥獣保護管理に関する方針と連携し、人と野生鳥獣との確実なすみ分けを図るため、以下の対策を総合的に推進する。

ア　野生鳥獣の生息環境の保全と天然林への着実な移行

野生鳥獣の生息環境の保全に向けた森林の適切な管理を推進する。

特に、奥山地域や急傾斜地等の位置する林業適地以外の人工林については、主伐後の更新に際して、地域の自然的条件に応じた広葉樹の植栽や天然更新により針広混交林や広葉樹林への誘導を図る。

イ　野生鳥獣の移動抑制と緩衝帯（バッファゾーン）の整備

人間の生活圏（農地や集落等）への移動・侵入を抑制するため、森林と集落の境界付近等において、つる切りや除伐、間伐等を推進し、見通しの良い空間（緩衝帯）の整備を図る。

ウ　関係機関及び地域との連携

野生鳥獣のすみ分け対策は、林業施策のみならず、農業被害対策や生活環境保全対策と一体的に行う必要があることから、市町村などの関係機関と密接に連携し、集落単位での環境整備を図る。

⑶ 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、山火事パトロール等を適時適切に実施するとともに、一斉林の一部を異なるタイプの樹種に植え替えること等による延焼しにくい多様な林相への誘導、森林情報の整備及び共有等による林野火災に強い地域づくりを進めるとともに、標識等の設置及び地域住民への普及啓発を図る。

森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項等に従うものとする。

第６　計画量等

１　伐採立木材積

区　　分	総　　数			主　　伐			間　　伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	6,291	5,754	537	4,600	4,063	537	1,691	1,691	－
前半5か年の計画量	3,418	3,114	304	2,388	2,084	304	1,030	1,030	－

２　森林施業面積

区　　分	森林施業面積
総 数	87,083
前半5か年の計画量	46,584

３　人工造林及び天然更新別の造林面積

区　　分	人　工　造　林	天　然　更　新
総 数	14,323	4,029
前半5か年の計画量	7,384	2,608

５　保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア　保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

（単位 面積：ha）

保安林の種類		面　　積	うち前半５年分	備　　考
計画区総数（実数）		51,012	49,437	期首面積 47,836
内訳	水源涵養のための保安林*1	38,731	37,231	期首面積 35,661
	災害防備のための保安林*2	11,102	11,027	期首面積 10,996
	保健、風致の保存等のための保安林*3	3,359	3,359	期首面積 3,362

（注）２以上の目的を達成するために指定された保安林があるため、水源涵養 のための保安林等の内訳の合計と一致しない。

（注）二段書きの上段（取消線付き）は変更前の数値で、下段が変更後の数値。一段書きは変更のないもの。

（注）各計画期末面積は、期首面積を基準として、ロに記載の指定・解除を実行した面積である。

*1水源涵養のための保安林：ロでは「水源かん養保安林」が該当する

*2災害防備のための保安林：ロでは「土砂流出防備保安林」、「土砂崩壊防備保安林」、「潮害防備保安林」、「飛砂防備保安林」、「干害防備保安林」が該当する

*3保健、風致の保存等のための保安林：ロでは「魚つき保安林」が該当する

イ　計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

（単位 面積：ha）

指定解除別	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域		うち前半５年分		
指定	計画区　総数（指定）			3,225	1,650		
	水源かん養保安林	大和町		~~70~~ 201	~~50~~ 103	水源の涵養	
		大郷町		~~70~~ 72	~~50~~ 37		
		富谷市		**38**	**20**		
		大衡村		**36**	**19**		
		仙台地方振興事務所管内　計		~~140~~ 347	~~100~~ 179		
		大崎市		~~620~~ 473	~~310~~ 242		
		色麻町		~~120~~ 41	~~60~~ 21		
		加美町		~~400~~ 237	~~200~~ 121		
		北部地方振興事務所管内　計		~~1,140~~ 751	~~570~~ 384		
		栗原市		~~820~~ 440	~~410~~ 225		
		北部・栗原地域事務所管内　計		~~820~~ 440	~~410~~ 225		
		石巻市		~~210~~ 483	~~110~~ 248		
		女川町		~~100~~ 100	~~50~~ 51		
		東部地方振興事務所管内　計		~~310~~ 583	~~160~~ 299		
		登米市		~~500~~ 336	~~250~~ 172		
		東部・登米地域事務所管内　計		~~500~~ 336	~~250~~ 172		
		気仙沼市		~~100~~ 389	~~50~~ 199		
		南三陸町		~~65~~ 229	~~35~~ 117		
		気仙沼地方振興事務所管内　計		~~165~~ 618	~~85~~ 316		
		合　計		3,075	1,575		
	土砂流出防備保安林	**大和町**		**5**	**2**	土砂流出の防備	
		大郷町		**1**	**0**		
		仙台地方振興事務所管内　計		**6**	**2**		
		大崎市		~~30~~ 31	~~15~~ 12		
		加美町		~~20~~ 29	~~10~~ 11		
		北部地方振興事務所管内　計		~~50~~ 60	~~25~~ 23		
		栗原市		**9**	**3**		
		北部・栗原地域事務所管内　計		**9**	**3**		
		石巻市		3	1		
		東部地方振興事務所管内　計		3	1		
		登米市		~~50~~ 20	~~25~~ 20		
		東部・登米地域事務所管内　計		~~50~~ 20	~~25~~ 20		
		南三陸町		**2**	**1**		
		気仙沼地方振興事務所管内　計		**2**	**1**		
		合　計		100	50		

（単位 面積：ha）

指定解除別	種類	森林の所在 市町村	森林の所在 区域	面積	うち前半５年分	指定又は解除を必要とする理由	備考
指定	土砂崩壊防備保安林	大崎市		~~5~~ 2	~~3~~ 1	土砂崩壊の防備	
		北部地方振興事務所管内　計		~~5~~ 2	~~3~~ 1		
		栗原市		~~5~~ 2	~~3~~ 1		
		北部・栗原地域事務所管内　計		~~5~~ 2	~~3~~ 1		
		石巻市		4	2	土砂崩壊の防備	
		東松島市		4	2		
		女川町		2	1		
		東部地方振興事務所管内　計		10	5		
		気仙沼市		~~5~~ 4	~~2~~ 2		
		南三陸町		~~5~~ 2	~~2~~ 1		
		気仙沼地方振興事務所管内　計		~~10~~ 6	~~4~~ 3		
		合　計		20	10		
	潮害防備保安林	石巻市		5	2	潮害の防備	
		東部地方振興事務所管内　計		5	2		
		気仙沼市		25	13		
		気仙沼地方振興事務所管内　計		25	13		
		合　計		30	15		
解除	計画区　総数（解除）			48.59	48.59	指定理由の消滅	
	水源かん養保安林	大崎市		0.63	0.63		
		加美町		3.13	3.13		
		北部地方振興事務所管内　計		3.76	3.76		
		登米市		0.86	0.86		
		東部・登米地域事務所管内　計		0.86	0.86		
		気仙沼市		0.02	0.02		
		気仙沼地方振興事務所管内　計		0.02	0.02		
		合　計		4.64	4.64		
	土砂流出防備保安林	大崎市		0.08	0.08		
		北部地方振興事務所管内　計		0.08	0.08		
		合　計		0.08	0.08		
	土砂崩壊防備保安林	石巻市		0.71	0.71		
		東部地方振興事務所管内　計		0.71	0.71		
		合　計		0.71	0.71		
	飛砂防備保安林	石巻市		38.91	38.91		
		東部地方振興事務所管内　計		38.91	38.91		
		合　計		38.91	38.91		
	潮害防備保安林	気仙沼市		1.45	1.45		
		気仙沼地方振興事務所管内　計		1.45	1.45		
		合　計		1.45	1.45		
	干害防備保安林	大崎市		0.03	0.03		
		北部地方振興事務所管内　計		0.03	0.03		
		登米市		0.05	0.05		
		東部・登米地域事務所管内　計		0.05	0.05		
		合　計		0.08	0.08		
	魚つき保安林	石巻市		0.35	0.35		
		女川町		0.30	0.30		
		東部地方振興事務所管内　計		0.65	0.65		
		気仙沼市		1.84	1.84		
		南三陸町		0.23	0.23		
		気仙沼地方振興事務所管内　計		2.07	2.07		
		合計		2.72	2.72		

（注）二段書きの上段（取消線付き）は変更前の数値で、下段が変更後の数値。一段書きは変更のないもの。ゴシック体は今回追加するもの。

ウ　計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の所在及び面積等

（単位 面積:ha）

種　類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源かん養保安林			5,800	3,000	4,700
土砂流出防備保安林			3,800	1,000	3,300
土砂崩壊防備保安林				100	100
潮害防備保安林				100	
干害防備保安林			500	200	400
魚つき保安林			300	700	
保健保安林			200	300	
風致保安林			100	200	

(3) 実施すべき治山事業の数量

（単位 地区）

森林の所在			治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村		区域		うち前半５年分		
計画区総数			~~310~~ 316	~~174~~ 182		
仙台地方振興事務所管内	富谷市	杉ノ入	1	0	山腹工	
	大和町	旦ノ原　外	10	5	渓間工　外	
	大郷町	田ノ入沢　外	7	3	渓間工　外	
	大衡村	牛野沢	1	0	渓間工	
	計		19	8		
北部地方振興事務所管内	大崎市	千石沢　外	62	~~34~~ 38	渓間工　外	
	色麻町	小栗山　外	10	5	森林整備　外	
	加美町	岩滝　外	35	15	渓間工　外	
	涌谷町	柳沢　外	8	3	渓間工　外	
	計		115	~~57~~ 61		
北部地方振興事務所栗原地域事務所管内	栗原市	武鎗 外	86	50	山腹工　外	
	計		86	50		
東部地方振興事務所管内	石巻市	湊　外	~~21~~ 22	~~11~~ 10	山腹工　外	
	東松島市	矢本　外	~~7~~ 6	~~5~~ 4	山腹工　外	
	女川町	鷲神浜　外	~~6~~ 7	~~3~~ 4	山腹工　外	
	計		~~34~~ 35	~~19~~ 18		
東部地方振興事務所登米地域事務所管内	登米市	馬鞍沢　外	31	15	渓間工　外	
	計		31	15		
気仙沼地方振興事務所管内	気仙沼市	田中浜　外	~~18~~ 23	~~18~~ 23	~~防潮工　外~~ 渓間工　外	
	南三陸町	入大船沢　外	7	7	山腹工　外	
	計		~~25~~ 30	~~25~~ 30		

（注）二段書きの上段（取消線付き）は変更前の数値で、下段が変更後の数値。一段書きは変更のないもの。

（附） 参 考 資 料

2　森林の現況（地域森林計画対象森林）

(1)　齢級別森林資源表

区分			総数			1齢級			2齢級			3齢級			4齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
県総数		総数	281,481.77	67,759,601	656,447	580.48	－	751	2,386.85	16,413	9,243	2,468.68	78,109	10,108	2,934.40	159,808	12,638
		針	150,958.58	51,183,889	533,111	396.73	－	－	1,090.11	－	6,400	1,114.52	47,196	6,791	894.01	73,771	6,438
		広	118,935.27	16,575,712	123,336	183.75	－	751	1,296.74	16,413	2,843	1,354.16	30,913	3,317	2,040.39	86,037	6,200
宮城北部計画区総数		総数	174,286.96	44,150,600	434,305	423.33	－	691	1,484.96	9,676	5,495	1,649.09	55,998	7,146	1,911.83	108,199	8,616
		針	103,249.24	35,277,238	370,001	305.50	－	－	712.54	－	3,957	642.69	31,155	4,447	678.71	58,574	5,033
		広	63,995.97	8,873,362	64,304	117.83	－	691	772.42	9,676	1,538	1,006.40	24,843	2,699	1,233.12	49,625	3,583
立木地 人工林 総数		総数	98,718.81	33,888,879	365,018	312.97	－	20	777.77	826	4,039	664.36	31,643	4,494	790.96	63,298	5,395
		針	97,383.70	33,740,340	362,713	305.50	－	－	707.34	－	3,903	639.89	31,103	4,438	673.63	58,375	5,013
		広	1,335.11	148,539	2,305	7.47	－	20	70.43	826	136	24.47	540	56	117.33	4,923	382
立木地 人工林 育成単層林		総数	98,106.17	33,732,316	362,554	312.97	－	20	772.22	826	3,926	656.10	31,311	4,446	731.16	59,392	5,087
		針	96,828.59	33,588,381	360,389	305.50	－	－	701.79	－	3,790	631.63	30,771	4,390	631.90	55,386	4,764
		広	1,277.58	143,935	2,165	7.47	－	20	70.43	826	136	24.47	540	56	99.26	4,006	323
立木地 人工林 育成複層林		総数	612.64	156,563	2,464	－	－	－	5.55	－	113	8.26	332	48	59.80	3,906	308
		針	555.11	151,959	2,324	－	－	－	5.55	－	113	8.26	332	48	41.73	2,989	249
		広	57.53	4,604	140	－	－	－	－	－	－	－	－	－	18.07	917	59
立木地 天然林 総数		総数	68,526.40	10,261,721	69,288	110.36	－	671	707.19	8,850	1,456	984.73	24,355	2,652	1,120.87	44,901	3,221
		針	5,865.54	1,536,898	7,288	－	－	－	5.20	－	54	2.80	52	9	5.08	199	20
		広	62,660.86	8,724,823	62,000	110.36	－	671	701.99	8,850	1,402	981.93	24,303	2,643	1,115.79	44,702	3,201
立木地 天然林 育成単層林		総数	1,405.95	198,317	1,937	4.73	－	44	14.40	204	35	58.39	1,818	180	104.92	5,086	351
		針	146.41	37,058	234	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1.97	87	9
		広	1,259.54	161,259	1,703	4.73	－	44	14.40	204	35	58.39	1,818	180	102.95	4,999	342
立木地 天然林 育成複層林		総数	31.23	3,969	87	－	－	－	2.70	－	41	－	－	－	2.29	67	8
		針	5.12	677	45	－	－	－	2.70	－	41	－	－	－	－	－	－
		広	26.11	3,292	42	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2.29	67	8
立木地 天然林 天然生林		総数	67,089.22	10,059,435	67,264	105.63	－	627	690.09	8,646	1,380	926.34	22,537	2,472	1,013.66	39,748	2,862
		針	5,714.01	1,499,163	7,009	－	－	－	2.50	－	13	2.80	52	9	3.11	112	11
		広	61,375.21	8,560,272	60,255	105.63	－	627	687.59	8,646	1,367	923.54	22,485	2,463	1,010.55	39,636	2,851
竹林			1,180.48	1,241,623	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
無立木地			5,861.27	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

区分			11齢級			12齢級			13齢級			14齢級			15齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
県総数		総数	18,033.70	5,039,621	67,348	27,177.83	8,262,542	87,705	36,160.53	11,107,218	91,649	43,773.59	12,167,235	73,635	37,037.98	9,569,099	46,571
		針	13,272.07	4,401,997	61,652	21,318.27	7,438,450	81,670	26,605.05	9,710,968	83,575	24,449.83	9,240,519	60,276	16,849.33	6,438,558	33,266
		広	4,761.63	637,624	5,696	5,859.56	824,092	6,035	9,555.48	1,396,250	8,074	19,323.76	2,926,716	13,359	20,188.65	3,130,541	13,305
宮城北部計画区総数		総数	11,637.44	3,399,983	46,633	17,561.74	5,549,762	60,350	23,828.49	7,688,826	66,759	27,754.36	8,261,166	52,369	21,746.55	5,886,965	28,335
		針	9,274.96	3,079,441	43,921	14,552.26	5,122,487	57,618	18,767.00	6,946,918	62,642	17,642.30	6,731,750	46,254	11,123.23	4,242,331	21,970
		広	2,362.48	320,542	2,712	3,009.48	427,275	2,732	5,061.49	741,908	4,117	10,112.06	1,529,416	6,115	10,623.32	1,644,634	6,365
立木地 人工林 総数		総数	9,239.75	3,066,377	43,754	14,468.63	5,098,372	57,344	18,476.41	6,866,955	62,050	17,027.01	6,565,029	45,365	10,117.58	3,972,538	20,455
		針	9,177.83	3,058,840	43,689	14,400.40	5,088,758	57,274	18,404.29	6,856,391	61,990	16,892.45	6,543,366	45,235	10,015.60	3,955,658	20,384
		広	61.92	7,537	65	68.23	9,614	70	72.12	10,564	60	134.56	21,663	130	101.98	16,880	71
立木地 人工林 育成単層林		総数	9,224.85	3,061,369	43,687	14,436.41	5,087,851	57,238	18,421.49	6,850,518	61,915	16,967.92	6,544,416	45,212	10,041.04	3,941,722	20,302
		針	9,162.96	3,053,835	43,622	14,368.53	5,078,285	57,168	18,349.43	6,839,962	61,855	16,833.71	6,522,806	45,082	9,941.53	3,925,196	20,231
		広	61.89	7,534	65	67.88	9,566	70	72.06	10,556	60	134.21	21,610	130	99.51	16,526	71
立木地 人工林 育成複層林		総数	14.90	5,008	67	32.22	10,521	106	54.92	16,437	135	59.09	20,613	153	76.54	30,816	153
		針	14.87	5,005	67	31.87	10,473	106	54.86	16,429	135	58.74	20,560	153	74.07	30,462	153
		広	0.03	3	－	0.35	48	－	0.06	8	－	0.35	53	－	2.47	354	－
立木地 天然林 総数		総数	2,397.69	333,606	2,879	3,093.11	451,390	3,006	5,352.08	821,871	4,709	10,727.35	1,696,137	7,004	11,628.97	1,914,427	7,880
		針	97.13	20,601	232	151.86	33,729	344	362.71	90,527	652	749.85	188,384	1,019	1,107.63	286,673	1,586
		広	2,300.56	313,005	2,647	2,941.25	417,661	2,662	4,989.37	731,344	4,057	9,977.50	1,507,753	5,985	10,521.34	1,627,754	6,294
立木地 天然林 育成単層林		総数	39.71	5,429	30	84.57	13,252	80	152.88	24,735	158	545.21	85,984	470	111.85	20,062	93
		針	1.95	332	5	20.28	4,283	46	24.30	6,174	50	21.05	5,530	16	26.19	7,245	44
		広	37.76	5,097	25	64.29	8,969	34	128.58	18,561	108	524.16	80,454	454	85.66	12,817	49
立木地 天然林 育成複層林		総数	－	－	－	0.06	8	－	0.12	20	－	0.41	112	－	10.91	1,847	11
		針	－	－	－	－	－	－	0.06	11	－	0.34	100	－	1.18	303	2
		広	－	－	－	0.06	8	－	0.06	9	－	0.07	12	－	9.73	1,544	9
立木地 天然林 天然生林		総数	2,357.98	328,177	2,849	3,008.48	438,130	2,926	5,199.08	797,116	4,551	10,181.73	1,610,041	6,534	11,506.21	1,892,518	7,776
		針	95.18	20,269	227	131.58	29,446	298	338.35	84,342	602	728.46	182,754	1,003	1,080.26	279,125	1,540
		広	2,262.80	307,908	2,622	2,876.90	408,684	2,628	4,860.73	712,774	3,949	9,453.27	1,427,287	5,531	10,425.95	1,613,393	6,236
竹林			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
無立木地			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（単位　面積:ha　材積:立木地はm^3、竹林は束　成長量:m^3）

5 齢 級			6 齢 級			7 齢 級			8 齢 級			9 齢 級			10 齢 級		
面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量
2,740.85	222,808	13,243	4,543.14	538,378	23,645	5,309.91	829,755	27,173	9,500.49	1,580,823	38,818	15,279.07	2,931,130	57,308	14,247.10	3,573,438	60,236
1,030.27	129,323	7,898	2,208.07	357,925	16,375	3,144.97	615,868	21,427	4,269.74	1,005,364	27,438	7,144.59	1,962,288	43,668	10,056.96	3,050,600	54,874
1,710.58	93,485	5,345	2,335.07	180,453	7,270	2,164.94	213,887	5,746	5,230.75	575,459	11,380	8,134.48	968,842	13,640	4,190.14	522,838	5,362
1,936.48	161,230	9,843	3,209.73	385,830	16,902	3,460.77	557,936	18,146	4,893.11	900,763	22,235	8,136.38	1,612,867	30,657	8,443.02	2,210,969	37,356
777.77	100,074	6,139	1,532.09	254,042	11,205	2,213.88	432,011	14,513	2,798.56	662,608	17,371	4,120.94	1,121,870	24,287	6,471.53	1,957,400	35,218
1,158.71	61,156	3,704	1,677.64	131,788	5,697	1,246.89	125,925	3,633	2,094.55	238,155	4,864	4,015.44	490,997	6,370	1,971.49	253,569	2,138
838.82	103,766	6,361	1,550.24	255,321	11,193	2,321.48	442,259	14,790	2,854.63	668,112	17,441	4,224.17	1,131,532	24,421	6,510.52	1,958,361	35,185
773.99	99,820	6,124	1,505.28	251,466	11,054	2,200.92	430,345	14,458	2,766.97	658,275	17,250	4,092.86	1,116,918	24,194	6,406.96	1,946,485	35,039
64.83	3,946	237	44.96	3,855	139	120.56	11,914	332	87.66	9,837	191	131.31	14,614	227	103.56	11,876	146
809.42	100,996	6,196	1,521.04	251,197	11,039	2,258.89	431,417	14,459	2,791.05	655,214	17,101	4,175.55	1,120,258	24,143	6,507.37	1,957,734	35,176
756.66	97,776	5,996	1,478.90	247,592	10,907	2,148.95	420,576	14,151	2,708.68	646,004	16,920	4,047.91	1,105,981	23,916	6,405.54	1,946,066	35,033
52.76	3,220	200	42.14	3,605	132	109.94	10,841	308	82.37	9,210	181	127.64	14,277	227	101.83	11,668	143
29.40	2,770	165	29.20	4,124	154	62.59	10,842	331	63.58	12,898	340	48.62	11,274	278	3.15	627	9
17.33	2,044	128	26.38	3,874	147	51.97	9,769	307	58.29	12,271	330	44.95	10,937	278	1.42	419	6
12.07	726	37	2.82	250	7	10.62	1,073	24	5.29	627	10	3.67	337	−	1.73	208	3
1,097.66	57,464	3,482	1,659.49	130,509	5,709	1,139.29	115,677	3,356	2,038.48	232,651	4,794	3,912.21	481,335	6,236	1,932.50	252,608	2,171
3.78	254	15	26.81	2,576	151	12.96	1,666	55	31.59	4,333	121	28.08	4,952	93	64.57	10,915	179
1,093.88	57,210	3,467	1,632.68	127,933	5,558	1,126.33	114,011	3,301	2,006.89	228,318	4,673	3,884.13	476,383	6,143	1,867.93	241,693	1,992
41.29	2,387	151	24.86	2,023	89	16.40	1,523	52	11.78	1,295	25	23.93	2,983	52	33.79	4,482	42
0.27	30	1	3.15	201	10	−	−	−	0.02	2	−	0.59	74	2	0.78	136	3
41.02	2,357	150	21.71	1,822	79	16.40	1,523	52	11.76	1,293	25	23.34	2,909	50	33.01	4,346	39
−	−	−	−	−	−	8.41	816	25	−	−	−	0.34	41	−	−	−	−
−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
−	−	−	−	−	−	8.41	816	25	−	−	−	0.34	41	−	−	−	−
1,056.37	55,077	3,331	1,634.63	128,486	5,620	1,114.48	113,338	3,279	2,026.70	231,356	4,769	3,887.94	478,311	6,184	1,898.71	248,126	2,129
3.51	224	14	23.66	2,375	141	12.96	1,666	55	31.57	4,331	121	27.49	4,878	91	63.79	10,779	176
1,052.86	54,853	3,317	1,610.97	126,111	5,479	1,101.52	111,672	3,224	1,995.13	227,025	4,648	3,860.45	473,433	6,093	1,834.92	237,347	1,953
−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−

16 齢 級			17 齢 級			18 齢 級			19 齢 級			20 齢 級			21 齢 級 以 上		
面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量
20,916.68	4,715,343	18,970	9,025.01	2,056,882	7,360	5,493.31	1,458,661	4,465	4,184.04	1,109,252	2,996	2,239.90	688,427	1,544	5,860.31	1,654,659	1,041
6,093.24	2,362,365	10,868	2,538.06	1,004,164	3,567	2,315.45	929,236	3,146	1,786.57	701,512	1,935	1,198.57	509,220	1,164	3,182.17	1,204,565	683
14,823.44	2,352,978	8,102	6,486.95	1,052,718	3,793	3,177.86	529,425	1,319	2,397.47	407,740	1,061	1,041.33	179,207	380	2,678.14	450,094	358
12,780.63	2,985,389	11,555	5,406.27	1,284,642	4,437	3,363.73	930,334	3,020	2,624.79	705,010	2,139	1,433.56	442,835	900	3,558.95	1,012,220	721
4,287.04	1,646,607	7,834	1,774.02	699,119	2,600	1,556.84	631,725	2,248	1,217.45	465,952	1,400	794.80	333,194	793	2,005.13	759,980	551
8,493.59	1,338,782	3,721	3,632.25	585,523	1,837	1,806.89	298,609	772	1,407.34	239,058	739	638.76	109,641	107	1,553.82	252,240	170
3,559.09	1,448,457	6,773	1,370.56	586,748	2,093	1,233.97	539,053	1,873	780.73	342,826	940	551.73	260,539	622	1,047.43	486,867	410
3,494.64	1,438,392	6,751	1,346.50	582,696	2,078	1,217.16	536,226	1,869	775.56	341,978	939	548.50	260,002	622	1,037.43	485,246	409
64.45	10,065	22	24.06	4,052	15	16.81	2,827	4	5.17	848	1	3.23	537	−	10.00	1,621	1
3,525.43	1,435,243	6,706	1,367.93	585,516	2,088	1,227.57	536,107	1,865	769.59	339,082	925	549.79	259,505	620	1,038.38	482,642	403
3,460.98	1,425,178	6,684	1,343.87	581,464	2,073	1,210.76	533,280	1,861	764.42	338,234	924	546.56	258,968	620	1,028.38	481,021	402
64.45	10,065	22	24.06	4,052	15	16.81	2,827	4	5.17	848	1	3.23	537	−	10.00	1,621	1
33.66	13,214	67	2.63	1,232	5	6.40	2,946	8	11.14	3,744	15	1.94	1,034	2	9.05	4,225	7
33.66	13,214	67	2.63	1,232	5	6.40	2,946	8	11.14	3,744	15	1.94	1,034	2	9.05	4,225	7
−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
9,221.54	1,536,932	4,782	4,035.71	697,894	2,344	2,129.76	391,281	1,147	1,844.06	362,184	1,199	881.83	182,296	278	2,511.52	525,353	311
792.40	208,215	1,083	427.52	116,423	522	339.68	95,499	379	441.89	123,974	461	246.30	73,192	171	967.70	274,734	142
8,429.14	1,328,717	3,699	3,608.19	581,471	1,822	1,790.08	295,782	768	1,402.17	238,210	738	635.53	109,104	107	1,543.82	250,619	169
62.62	12,647	53	25.04	4,241	15	22.39	3,803	9	10.63	2,208	7	4.39	1,043	−	12.17	3,112	1
24.32	6,967	41	2.82	708	2	1.72	476	−	5.23	1,447	4	3.02	815	−	8.75	2,551	1
38.30	5,680	12	22.22	3,533	13	20.67	3,327	9	5.40	761	3	1.37	228	−	3.42	561	−
0.40	72	−	1.02	250	2	2.93	498	−	−	−	−	0.14	49	−	1.50	189	−
0.16	44	−	0.54	170	2	−	−	−	−	−	−	0.14	49	−	−	−	−
0.24	28	−	0.48	80	−	2.93	498	−	−	−	−	−	−	−	1.50	189	−
9,158.52	1,524,213	4,729	4,009.65	693,403	2,327	2,104.44	386,980	1,138	1,833.43	359,976	1,192	877.30	181,204	278	2,497.85	522,052	310
767.92	201,204	1,042	424.16	115,545	518	337.96	95,023	379	436.66	122,527	457	243.14	72,328	171	958.95	272,183	141
8,390.60	1,323,009	3,687	3,585.49	577,858	1,809	1,766.48	291,957	759	1,396.77	237,449	735	634.16	108,876	107	1,538.90	249,869	169
−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−

(2) 制限林普通林別森林資源表

区分		総数	立木											
			総数			人工林								
						総数			育成単層林			育成複層林		
			総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
県総数	面積	281,481.77	269,893.85	150,958.58	118,935.27	145,588.44	143,232.42	2,356.02	144,750.01	142,460.13	2,289.88	838.43	772.29	66.14
	材積	67,759,601	67,759,601	51,183,889	16,575,712	49,448,815	49,192,068	256,747	49,240,015	48,988,439	251,576	208,800	203,629	5,171
	成長量	656,447	656,447	533,111	123,336	527,503	523,652	3,851	523,961	520,268	3,693	3,542	3,384	158
宮城北部計画区総数	面積	174,286.96	167,245.21	103,249.24	63,995.97	98,718.81	97,383.70	1,335.11	98,106.17	96,828.59	1,277.58	612.64	555.11	57.53
	材積	44,150,600	44,150,600	35,277,238	8,873,362	33,888,879	33,740,340	148,539	33,732,316	33,588,381	143,935	156,563	151,959	4,604
	成長量	434,305	434,305	370,001	64,304	365,018	362,713	2,305	362,554	360,389	2,165	2,464	2,324	140
制限林	面積	59,877.02	58,191.69	37,947.42	20,244.27	36,661.72	36,115.69	546.03	36,265.47	35,735.15	530.32	396.25	380.54	15.71
	材積	15,203,854	15,203,854	12,322,362	2,881,492	11,910,513	11,849,238	61,275	11,813,598	11,753,807	59,791	96,915	95,431	1,484
	成長量	164,994	164,994	144,586	20,408	143,945	142,936	1,009	142,317	141,342	975	1,628	1,594	34
普通林	面積	114,409.94	109,053.52	65,301.82	43,751.70	62,057.09	61,268.01	789.08	61,840.70	61,093.44	747.26	216.39	174.57	41.82
	材積	28,946,746	28,946,746	22,954,876	5,991,870	21,978,366	21,891,102	87,264	21,918,718	21,834,574	84,144	59,648	56,528	3,120
	成長量	269,311	269,311	225,415	43,896	221,073	219,777	1,296	220,237	219,047	1,190	836	730	106

（単位　面積:ha　材積:立木地はm^3, 竹林は束　成長量:m^3）

地												竹林	無立木地		
天然林															
総数			育成単層林			育成複層林			天然生林				総数	伐採跡地	未立木地
総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹				
124,305.41	7,726.16	116,579.25	1,725.08	180.07	1,545.01	35.77	6.61	29.16	122,544.56	7,539.48	115,005.08	2,027.11	9,560.81	4,439.45	5,121.36
18,310,786	1,991,821	16,318,965	245,534	45,369	200,165	4,782	1,037	3,745	18,060,470	1,945,415	16,115,055	2,165,158			
128,945	9,459	119,486	2,253	259	1,994	91	48	43	126,601	9,152	117,449				
68,526.40	5,865.54	62,660.86	1,405.95	146.41	1,259.54	31.23	5.12	26.11	67,089.22	5,714.01	61,375.21	1,180.48	5,861.27	2,785.79	3,075.48
10,261,721	1,536,898	8,724,823	198,317	37,058	161,259	3,969	677	3,292	10,059,435	1,499,163	8,560,272	1,241,623			
69,288	7,288	62,000	1,937	234	1,703	87	45	42	67,264	7,009	60,255				
21,529.97	1,831.73	19,698.24	423.42	64.82	358.60	18.50	0.62	17.88	21,088.05	1,766.29	19,321.76	100.12	1,585.21	761.35	823.86
3,293,341	473,124	2,820,217	58,829	17,028	41,801	2,456	136	2,320	3,232,056	455,960	2,776,096	102,606			
21,049	1,650	19,399	683	118	565	35	1	34	20,331	1,531	18,800				
46,996.43	4,033.81	42,962.62	982.53	81.59	900.94	12.73	4.50	8.23	46,001.17	3,947.72	42,053.45	1,080.36	4,276.06	2,024.44	2,251.62
6,968,380	1,063,774	5,904,606	139,488	20,030	119,458	1,513	541	972	6,827,379	1,043,203	5,784,176	1,139,017			
48,239	5,638	42,601	1,254	116	1,138	52	44	8	46,933	5,478	41,455				

(3) 市町村別森林資源表

区分		総数	立木												
			総数			人工林									
						総数			育成単層林			育成複層林			
			総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	
県総数	面積	281,481.77	269,893.85	150,958.58	118,935.27	145,588.44	143,232.42	2,356.02	144,750.01	142,460.13	2,289.88	838.43	772.29	66.14	
	材積	67,759,601	67,759,601	51,183,889	16,575,712	49,448,815	49,192,068	256,747	49,240,015	48,988,439	251,576	208,800	203,629	5,171	
宮城北部計画区総数	面積	174,286.96	167,245.21	103,249.24	63,995.97	98,718.81	97,383.70	1,335.11	98,106.17	96,828.59	1,277.58	612.64	555.11	57.53	
	材積	44,150,600	44,150,600	35,277,238	8,873,362	33,888,879	33,740,340	148,539	33,732,316	33,588,381	143,935	156,563	151,959	4,604	
富谷市	面積	2,030.42	1,984.24	697.55	1,286.69	678.15	670.87	7.28	674.30	667.02	7.28	3.85	3.85	−	
	材積	446,155	446,155	265,137	181,018	257,474	257,084	390	256,229	255,839	390	1,245	1,245	−	
大和町	面積	10,790.89	10,073.87	4,949.21	5,124.66	4,892.93	4,793.18	99.75	4,803.76	4,704.73	99.03	89.17	88.45	0.72	
	材積	2,165,047	2,165,047	1,456,256	708,791	1,419,063	1,409,277	9,786	1,399,559	1,389,835	9,724	19,504	19,442	62	
大郷町	面積	3,549.22	3,175.77	1,776.15	1,399.62	1,708.31	1,642.69	65.62	1,648.72	1,583.10	65.62	59.59	59.59	−	
	材積	717,536	717,536	534,825	182,711	509,752	502,543	7,209	493,964	486,755	7,209	15,788	15,788	−	
大衡村	面積	1,568.24	1,519.28	741.20	778.08	748.61	712.83	35.78	743.74	707.96	35.78	4.87	4.87	−	
	材積	349,445	349,445	246,389	103,056	240,822	238,348	2,474	239,190	236,716	2,474	1,632	1,632	−	
仙台地振管内計	面積	17,938.77	16,753.16	8,164.11	8,589.05	8,028.00	7,819.57	208.43	7,870.52	7,662.81	207.71	157.48	156.76	0.72	
	材積	3,678,183	3,678,183	2,502,607	1,175,576	2,427,111	2,407,252	19,859	2,388,942	2,369,145	19,797	38,169	38,107	62	
大崎市	面積	23,578.92	22,196.53	13,050.57	9,145.96	12,856.37	12,649.94	206.43	12,815.07	12,608.67	206.40	41.30	41.27	0.03	
	材積	6,185,821	6,185,821	4,933,665	1,252,156	4,853,119	4,832,406	20,713	4,841,838	4,821,128	20,710	11,281	11,278	3	
色麻町	面積	3,061.22	2,892.29	1,903.03	989.26	1,822.51	1,801.92	20.59	1,818.73	1,798.14	20.59	3.78	3.78	−	
	材積	722,622	722,622	599,228	123,394	570,319	568,153	2,166	569,045	566,879	2,166	1,274	1,274	−	
加美町	面積	18,206.93	17,652.77	9,495.38	8,157.39	9,508.13	9,383.56	124.57	9,493.28	9,368.87	124.41	14.85	14.69	0.16	
	材積	4,076,524	4,076,524	2,891,610	1,184,914	2,875,790	2,859,004	16,786	2,871,905	2,855,131	16,774	3,885	3,873	12	
涌谷町	面積	2,267.26	2,149.16	1,447.94	701.22	1,427.26	1,410.38	16.88	1,427.26	1,410.38	16.88	−	−	−	
	材積	553,667	553,667	464,318	89,349	457,758	456,421	1,337	457,758	456,421	1,337	−	−	−	
美里町	面積	14.32	13.57	12.39	1.18	12.22	12.22	−	12.22	12.22	−	−	−	−	
	材積	4,394	4,394	4,225	169	4,180	4,180	−	4,180	4,180	−	−	−	−	
北部地振管内計	面積	47,128.65	44,904.32	25,909.31	18,995.01	25,626.49	25,258.02	368.47	25,566.56	25,198.28	368.28	59.93	59.74	0.19	
	材積	11,543,028	11,543,028	8,893,046	2,649,982	8,761,166	8,720,164	41,002	8,744,726	8,703,739	40,987	16,440	16,425	15	
栗原市	面積	29,877.29	29,137.69	17,595.01	11,542.68	16,756.52	16,502.56	253.96	16,486.24	16,267.87	218.37	270.28	234.69	35.59	
	材積	6,728,864	6,728,864	5,265,401	1,463,463	5,055,854	5,030,792	25,062	4,986,623	4,963,893	22,730	69,231	66,899	2,332	
北部地振栗原地域管内計	面積	29,877.29	29,137.69	17,595.01	11,542.68	16,756.52	16,502.56	253.96	16,486.24	16,267.87	218.37	270.28	234.69	35.59	
	材積	6,728,864	6,728,864	5,265,401	1,463,463	5,055,854	5,030,792	25,062	4,986,623	4,963,893	22,730	69,231	66,899	2,332	
石巻市	面積	22,368.97	21,736.07	14,105.30	7,630.77	13,338.52	13,195.58	142.94	13,306.54	13,164.27	142.27	31.98	31.31	0.67	
	材積	5,780,505	5,780,505	4,625,456	1,155,049	4,432,616	4,411,196	21,420	4,424,154	4,402,799	21,355	8,462	8,397	65	
東松島市	面積	2,657.82	2,470.78	1,080.79	1,389.99	827.93	819.43	8.50	827.93	819.43	8.50	−	−	−	
	材積	498,458	498,458	291,573	206,885	230,887	230,316	571	230,887	230,316	571	−	−	−	
女川町	面積	5,018.51	4,863.14	2,823.10	2,040.04	2,665.81	2,637.00	28.81	2,659.99	2,632.91	27.08	5.82	4.09	1.73	
	材積	1,187,644	1,187,644	892,512	295,132	853,261	850,166	3,095	851,720	848,833	2,887	1,541	1,333	208	
東部地振管内計	面積	30,045.30	29,069.99	18,009.19	11,060.80	16,832.26	16,652.01	180.25	16,794.46	16,616.61	177.85	37.80	35.40	2.40	
	材積	7,466,607	7,466,607	5,809,541	1,657,066	5,516,764	5,491,678	25,086	5,506,761	5,481,948	24,813	10,003	9,730	273	
登米市	面積	19,329.59	18,325.81	12,996.99	5,328.82	12,794.47	12,647.11	147.36	12,718.17	12,588.98	129.19	76.30	58.13	18.17	
	材積	5,522,813	5,522,813	4,839,984	682,829	4,762,619	4,747,960	14,659	4,743,485	4,730,698	12,787	19,134	17,262	1,872	
東部地振登米地域管内計	面積	19,329.59	18,325.81	12,996.99	5,328.82	12,794.47	12,647.11	147.36	12,718.17	12,588.98	129.19	76.30	58.13	18.17	
	材積	5,522,813	5,522,813	4,839,984	682,829	4,762,619	4,747,960	14,659	4,743,485	4,730,698	12,787	19,134	17,262	1,872	
気仙沼市	面積	19,258.78	18,696.90	13,497.15	5,199.75	12,204.69	12,110.18	94.51	12,195.93	12,101.88	94.05	8.76	8.30	0.46	
	材積	5,748,652	5,748,652	4,981,443	767,209	4,575,369	4,563,877	11,492	4,572,497	4,561,055	11,442	2,872	2,822	50	
南三陸町	面積	10,708.58	10,357.34	7,077.48	3,279.86	6,476.38	6,394.25	82.13	6,474.29	6,392.16	82.13	2.09	2.09	−	
	材積	3,462,453	3,462,453	2,985,216	477,237	2,789,996	2,778,617	11,379	2,789,282	2,777,903	11,379	714	714	−	
気仙沼地振管内計	面積	29,967.36	29,054.24	20,574.63	8,479.61	18,681.07	18,504.43	176.64	18,670.22	18,494.04	176.18	10.85	10.39	0.46	
	材積	9,211,105	9,211,105	7,966,659	1,244,446	7,365,365	7,342,494	22,871	7,361,779	7,338,958	22,821	3,586	3,536	50	

（単位　面積:ha　材積:立木地はm^3、竹林は束）

地															
天									然			竹林	無立木地		
総数			育成単層林			育成複層林			天然生林				総数	伐採跡地	未立木地
総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹				
124,305.41	7,726.16	116,579.25	1,725.08	180.07	1,545.01	35.77	6.61	29.16	122,544.56	7,539.48	115,005.08	2,027.11	9,560.81	4,439.45	5,121.36
18,310,786	1,991,821	16,318,965	245,534	45,369	200,165	4,782	1,037	3,745	18,060,470	1,945,415	16,115,055	2,165,158			
68,526.40	5,865.54	62,660.86	1,405.95	146.41	1,259.54	31.23	5.12	26.11	67,089.22	5,714.01	61,375.21	1,180.48	5,861.27	2,785.79	3,075.48
10,261,721	1,536,898	8,724,823	198,317	37,058	161,259	3,969	677	3,292	10,059,435	1,499,163	8,560,272	1,241,623			
1,306.09	26.68	1,279.41	3.96	－	3.96	－	－	－	1,302.13	26.68	1,275.45	10.12	36.06	3.49	32.57
188,681	8,053	180,628	609	－	609	－	－	－	188,072	8,053	180,019	10,850			
5,180.94	156.03	5,024.91	123.53	1.66	121.87	4.47	0.68	3.79	5,052.94	153.69	4,899.25	73.27	643.75	274.91	368.84
745,984	46,979	699,005	17,525	350	17,175	475	219	256	727,984	46,410	681,574	73,270			
1,467.46	133.46	1,334.00	40.52	2.81	37.71	－	－	－	1,426.94	130.65	1,296.29	76.72	296.73	151.09	145.64
207,784	32,282	175,502	5,960	692	5,268	－	－	－	201,824	31,590	170,234	76,720			
770.67	28.37	742.30	10.17	1.72	8.45	－	－	－	760.50	26.65	733.85	12.84	36.12	15.64	20.48
108,623	8,041	100,582	1,181	338	843	－	－	－	107,442	7,703	99,739	16,210			
8,725.16	344.54	8,380.62	178.18	6.19	171.99	4.47	0.68	3.79	8,542.51	337.67	8,204.84	172.95	1,012.66	445.13	567.53
1,251,072	95,355	1,155,717	25,275	1,380	23,895	475	219	256	1,225,322	93,756	1,131,566	177,050			
9,340.16	400.63	8,939.53	102.97	5.89	97.08	6.22	2.81	3.41	9,230.97	391.93	8,839.04	115.45	1,266.94	511.64	755.30
1,332,702	101,259	1,231,443	12,220	1,395	10,825	594	33	561	1,319,888	99,831	1,220,057	107,536			
1,069.78	101.11	968.67	27.69	12.78	14.91	－	－	－	1,042.09	88.33	953.76	7.88	161.05	121.50	39.55
152,303	31,075	121,228	4,442	3,709	733	－	－	－	147,861	27,366	120,495	7,880			
8,144.64	111.82	8,032.82	471.88	14.15	457.73	9.41	－	9.41	7,663.35	97.67	7,565.68	12.40	541.76	124.86	416.90
1,200,734	32,606	1,168,128	70,245	4,035	66,210	1,496	－	1,496	1,128,993	28,571	1,100,422	14,541			
721.90	37.56	684.34	17.38	4.78	12.60	－	－	－	704.52	32.78	671.74	91.47	26.63	10.75	15.88
95,909	7,897	88,012	2,717	968	1,749	－	－	－	93,192	6,929	86,263	100,595			
1.35	0.17	1.18	－	－	－	－	－	－	1.35	0.17	1.18	0.04	0.71	－	0.71
214	45	169	－	－	－	－	－	－	214	45	169	40			
19,277.83	651.29	18,626.54	619.92	37.60	582.32	15.63	2.81	12.82	18,642.28	610.88	18,031.40	227.24	1,997.09	768.75	1,228.34
2,781,862	172,882	2,608,980	89,624	10,107	79,517	2,090	33	2,057	2,690,148	162,742	2,527,406	230,592			
12,381.17	1,092.45	11,288.72	217.40	18.79	198.61	0.92	0.73	0.19	12,162.85	1,072.93	11,089.92	57.78	681.82	490.77	191.05
1,673,010	234,609	1,438,401	21,872	3,260	18,612	185	158	27	1,650,953	231,191	1,419,762	60,327			
12,381.17	1,092.45	11,288.72	217.40	18.79	198.61	0.92	0.73	0.19	12,162.85	1,072.93	11,089.92	57.78	681.82	490.77	191.05
1,673,010	234,609	1,438,401	21,872	3,260	18,612	185	158	27	1,650,953	231,191	1,419,762	60,327			
8,397.55	909.72	7,487.83	97.72	27.70	70.02	9.00	－	9.00	8,290.83	882.02	7,408.81	254.13	378.77	102.37	276.40
1,347,889	214,260	1,133,629	15,014	6,115	8,899	912	－	912	1,331,963	208,145	1,123,818	299,949			
1,642.85	261.36	1,381.49	12.16	1.30	10.86	－	－	－	1,630.69	260.06	1,370.63	77.73	109.31	17.10	92.21
267,571	61,257	206,314	1,218	292	926	－	－	－	266,353	60,965	205,388	79,119			
2,197.33	186.10	2,011.23	26.08	0.63	25.45	－	－	－	2,171.25	185.47	1,985.78	18.87	136.50	72.58	63.92
334,383	42,346	292,037	3,778	58	3,720	－	－	－	330,605	42,288	288,317	18,870			
12,237.73	1,357.18	10,880.55	135.96	29.63	106.33	9.00	－	9.00	12,092.77	1,327.55	10,765.22	350.73	624.58	192.05	432.53
1,949,843	317,863	1,631,980	20,010	6,465	13,545	912	－	912	1,928,921	311,398	1,617,523	397,938			
5,531.34	349.88	5,181.46	134.14	3.22	130.92	－	－	－	5,397.20	346.66	5,050.54	197.47	806.31	481.60	324.71
760,194	92,024	668,170	16,879	847	16,032	－	－	－	743,315	91,177	652,138	198,462			
5,531.34	349.88	5,181.46	134.14	3.22	130.92	－	－	－	5,397.20	346.66	5,050.54	197.47	806.31	481.60	324.71
760,194	92,024	668,170	16,879	847	16,032	－	－	－	743,315	91,177	652,138	198,462			
6,492.21	1,386.97	5,105.24	87.12	37.40	49.72	1.21	0.90	0.31	6,403.88	1,348.67	5,055.21	131.26	430.62	245.92	184.70
1,173,283	417,566	755,717	18,114	11,064	7,050	307	267	40	1,154,862	406,235	748,627	134,204			
3,880.96	683.23	3,197.73	33.23	13.58	19.65	－	－	－	3,847.73	669.65	3,178.08	43.05	308.19	161.57	146.62
672,457	206,599	465,858	6,543	3,935	2,608	－	－	－	665,914	202,664	463,250	43,050			
10,373.17	2,070.20	8,302.97	120.35	50.98	69.37	1.21	0.90	0.31	10,251.61	2,018.32	8,233.29	174.31	738.81	407.49	331.32
1,845,740	624,165	1,221,575	24,657	14,999	9,658	307	267	40	1,820,776	608,899	1,211,877	177,254			

(4) 所有形態別森林資源表

区分		総数	立木											
			総数			人工林								
						総数			育成単層林			育成複層林		
			総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
県総数	面積	281,481.77	269,893.85	150,958.58	118,935.27	145,588.44	143,232.42	2,356.02	144,750.01	142,460.13	2,289.88	838.43	772.29	66.14
	材積	67,759,601	67,759,601	51,183,889	16,575,712	49,448,815	49,192,068	256,747	49,240,015	48,988,439	251,576	208,800	203,629	5,171
宮城北部計画区総数	面積	174,286.96	167,245.21	103,249.24	63,995.97	98,718.81	97,383.70	1,335.11	98,106.17	96,828.59	1,277.58	612.64	555.11	57.53
	材積	44,150,600	44,150,600	35,277,238	8,873,362	33,888,879	33,740,340	148,539	33,732,316	33,588,381	143,935	156,563	151,959	4,604
都道府県有林	面積	9,149.90	9,075.97	7,500.28	1,575.69	7,503.07	7,386.78	116.29	7,401.73	7,289.58	112.15	101.34	97.20	4.14
	材積	2,673,593	2,673,593	2,454,310	219,283	2,436,651	2,421,339	15,312	2,407,860	2,393,101	14,759	28,791	28,238	553
市町村有林	面積	24,955.79	24,182.84	16,254.79	7,928.05	15,299.97	14,900.86	399.11	15,174.59	14,780.14	394.45	125.38	120.72	4.66
	材積	6,278,674	6,278,674	5,153,212	1,125,462	4,826,349	4,781,697	44,652	4,800,184	4,756,070	44,114	26,165	25,627	538
財産区有林	面積	402.01	382.12	164.18	217.94	139.95	139.23	0.72	120.01	120.01	0.00	19.94	19.22	0.72
	材積	74,278	74,278	46,693	27,585	41,121	41,059	62	37,251	37,251	0	3,870	3,808	62
私有林	面積	139,779.26	133,604.28	79,329.99	54,274.29	75,775.82	74,956.83	818.99	75,409.84	74,638.86	770.98	365.98	317.97	48.01
	材積	35,124,055	35,124,055	27,623,023	7,501,032	26,584,758	26,496,245	88,513	26,487,021	26,401,959	85,062	97,737	94,286	3,451

（注） 都道府県有林とは都道府県が、市町村有林とは市・特別区・町村及びそれらの組織する組合が、財産区有林とは地方自治法第３編第４章に規定される財産区がそれぞれ森林所有者である森林をいい、私有林とは上記以外の民有林をいう。

ただし、分収造林契約の場合は、造林者をもって森林所有者とする。

（単位　面積：ha　材積：立木地はm^3、竹林は束）

地															
天然林											竹林	無立木地			
総数			育成単層林			育成複層林			天然生林			総数	伐採跡地	未立木地	
総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹				
124,305.41	7,726.16	116,579.25	1,725.08	180.07	1,545.01	35.77	6.61	29.16	122,544.56	7,539.48	115,005.08	2,027.11	9,560.81	4,439.45	5,121.36
18,310,786	1,991,821	16,318,965	245,534	45,369	200,165	4,782	1,037	3,745	18,060,470	1,945,415	16,115,055	2,023,448			
68,526.40	5,865.54	62,660.86	1,405.95	146.41	1,259.54	31.23	5.12	26.11	67,089.22	5,714.01	61,375.21	1,180.48	5,861.27	2,785.79	3,075.48
10,261,721	1,536,898	8,724,823	198,317	37,058	161,259	3,969	677	3,292	10,059,435	1,499,163	8,560,272	1,086,245			
1,572.90	113.50	1,459.40	90.71	13.71	77.00	9.41	0.00	9.41	1,472.78	99.79	1,372.99	0.75	73.18	2.17	71.01
236,942	32,971	203,971	13,793	3,319	10,474	1,496	0	1,496	221,653	29,652	192,001	270			
8,882.87	1,353.93	7,528.94	206.95	45.84	161.11	0.62	0.56	0.1	8,675.30	1,307.53	7,367.77	13.19	759.76	320.28	439.48
1,452,325	371,515	1,080,810	33,362	11,933	21,429	175	167	8.0	1,418,788	359,415	1,059,373	12,650			
242.17	24.95	217.22	1.1	－	1.1	－	－	－	241.03	24.95	216.08	－	19.89	19.18	0.71
33,157	5,634	27,523	188.0	－	188.0	－	－	－	32,969	5,634	27,335	－			
57,828.46	4,373.16	53,455.30	1,107.15	86.86	1,020.29	21.20	4.56	16.64	56,700.11	4,281.74	52,418.37	1,166.54	5,008.44	2,444.16	2,564.28
8,539,297	1,126,778	7,412,519	150,974	21,806	129,168	2,298	510	1,788	8,386,025	1,104,462	7,281,563	1,073,325			

3　林業の動向

(3) 森林経営管理権及び森林経営管理実施権の設定状況

（単位 面積：ha）

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
総数	882	890.86	－	－	－
大崎市	354	410.95	－	－	－
色麻町	1	3.51	－	－	－
加美町	8	18.74	－	－	－
美里町	26	6.38	－	－	－
栗原市	197	140.84	－	－	－
石巻市	118	114.37	－	－	－
東松島市	16	13.92	－	－	－
女川町	12	19.69	－	－	－
登米市	101	100.99	－	－	－
気仙沼市	17	19.11	－	－	－
南三陸町	32	42.36	－	－	－

（注１）件数欄には、策定した経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の数を記載している。
（注２）ゴシック体は今回追加するもの。

４　林地の異動状況（地域森林計画対象森林）

(1) 計画樹立時点から１年間の異動状況＊

区分		森林以外から森林への異動（森林の増加）									
		国有林から	原野から	農用地から					新規	その他	計
				田	畑	樹園地	草地	小計			
県総数		－	0.01	－	－	－	－	－	－	183.09	183.10
宮城北部計画区 総数		－	－	－	－	－	－	－	－	183.09	183.09
仙台地方振興事務所管内	富谷市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	大和町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	大郷町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	大衡村	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北部地方振興事務所管内	大崎市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	色麻町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	加美町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	涌谷町	－	－	－	－	－	－	－	－	95.00	95.00
	美里町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計	－	－	－	－	－	－	－	－	95.00	95.00
北部地方振興事務所栗原地域管内	栗原市	－	－	－	－	－	－	－	－	2.29	2.29
	計	－	－	－	－	－	－	－	－	2.29	2.29
東部地方振興事務所管内	石巻市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	東松島市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	女川町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
東部地方振興事務所登米地域管内	登米市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
気仙沼地方振興事務所管内	気仙沼市	－	－	－	－	－	－	－	－	85.80	85.80
	南三陸町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計	－	－	－	－	－	－	－	－	85.80	85.80

＊ 令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間に異動のあったデータに基づく

（単位 面積：ha）

森林から森林以外への異動（森林の減少）											差引増減	精度向上による増減	合計
ﾚｼﾞｬｰ施設	採石採土	農用地					住宅工場等	道路	その他	計			
		田	畑	樹園地	草地	小計							
0.15	－	－	－	－	0.02	0.02	68.56	13.46	11.53	93.72	89.38	△ 495.83	△ 406.45
－	－	－	－	－	－	－	60.93	7.55	5.42	73.90	109.19	△ 543.99	△ 434.80
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	4.00	4.00	△ 4.00	△ 6.28	△ 10.28
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△ 0.02	△ 0.02
－	－	－	－	－	－	－	10.50	－	－	10.50	△ 10.50	△ 0.33	△ 10.83
－	－	－	－	－	－	－	10.50	－	4.00	14.50	△ 14.50	△ 6.63	△ 21.13
－	－	－	－	－	－	－	－	0.95	－	0.95	△ 0.95	△ 263.62	△ 264.57
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△ 0.30	△ 0.30
－	－	－	－	－	－	－	1.32	6.57	－	7.89	△ 7.89	12.99	5.10
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	95.00	2.51	97.51
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	1.32	7.52	－	8.84	86.16	△ 248.42	△ 162.26
－	－	－	－	－	－	－	46.00	－	0.05	46.05	△ 43.76	△ 32.57	△ 76.33
－	－	－	－	－	－	－	46.00	－	0.05	46.05	△ 43.76	△ 32.57	△ 76.33
－	－	－	－	－	－	－	2.00	－	－	2.00	△ 2.00	△ 101.00	△ 103.00
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△ 0.20	△ 0.20
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△ 11.09	△ 11.09
－	－	－	－	－	－	－	2.00	－	－	2.00	△ 2.00	△ 112.29	△ 114.29
－	－	－	－	－	－	－	0.01	0.03	1.37	1.41	△ 1.41	△ 35.76	△ 37.17
－	－	－	－	－	－	－	0.01	0.03	1.37	1.41	△ 1.41	△ 35.76	△ 37.17
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	85.80	△ 72.54	13.26
－	－	－	－	－	－	－	1.10	－	－	1.10	△ 1.10	△ 35.78	△ 36.88
－	－	－	－	－	－	－	1.10	－	－	1.10	84.70	△ 108.32	△ 23.62